

# 議第46号 呉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の経緯

我が国がデジタル化を図っていく上での指針となる「構造改革のためのデジタル原則」（令和3年12月24日閣議決定）を踏まえ、デジタル臨時行政調査会が決定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日決定。以下「一括見直しプラン」といいます。）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日決定）に基づき、アナログ規制が見直され、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「国の基準」といいます。）の一部が改正されたこと（令和5年厚生労働省令第161号による改正）に伴い、所要の規定の整備をするものです。

### ※ 無料低額宿泊所

社会福祉法（昭和26年法律第45号）が第2種社会福祉事業として定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行うための施設をいいます。

## 2 国の基準の改正の内容

一括見直しプランにおいては、「磁気ディスク等の特定の記録媒体の提出等を求める規定」について見直すこととされていることから、国の基準の当該規定について「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」という具体的な記録媒体名を削除し、「電磁的記録媒体」という抽象的な表現に改める改正がされました。

## 3 条例の改正の内容

国の基準の改正と同様の改正をします。

## 4 施行期日

公布の日